

## 卷末資料

資料-1	上位計画・関連計画	資-1
資料-2	恵庭市住生活基本計画検討懇談会 開催要領	資-15
資料-3	策定体制	資-16
資料-4	策定経緯	資-18



資料-1 上位計画・関連計画

1. 国・道の計画

(1) 住生活基本計画（全国計画）[計画期間：令和3～12年度]	
<p>◆目的：「住生活基本法」（平成18年法律第61号）に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定めている。</p>	
◆目標と基本的施策	
①「社会環境の変化」の視点	<p>【目標1】「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現</p> <p>(1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進</p> <p>(2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進</p>
	<p>【目標2】頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p> <p>(1) 安全な住宅・住宅地の形成</p> <p>(2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保</p>
	<p>【目標3】子どもを産み育てやすい住まいの実現</p> <p>(1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</p> <p>(2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり</p>
	<p>【目標4】多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保</p> <p>(2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり</p>
②「居住者・コミュニティ」の視点	<p>【目標5】住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</p> <p>(1) 住宅確保要配慮者（低額所得者・高齢者・障害者・外国人等）の住まいの確保</p> <p>(2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援</p>
	<p>【目標6】脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p> <p>(1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化</p> <p>(2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化</p> <p>(3) 世代をこえて既存住宅として取引されるストックの形成</p>
③「住宅ストック・産業」の視点	<p>【目標7】空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</p> <p>(1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却</p> <p>(2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進</p>
	<p>【目標8】居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展</p> <p>(1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成</p> <p>(2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長</p>

(2) 北海道住生活基本計画 [計画期間：令和3～12年度]

◆目的：本計画は、北海道に住むすべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活の実現に向け、計画的に施策を推進することを目的としています。

◆目標と施策の展開

<b>【目標1】安定した暮らしにつながる住まいの確保</b>
1. 住宅確保要配慮者の入居・生活支援 2. 借りる側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充 3. 安全安心で良質な住宅の整備・活用
<b>【目標2】子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現</b>
1. 子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援 2. 住み慣れた地域での住替え支援 3. 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用
<b>【目標3】多様でいきいきと暮らせる住生活の実現</b>
1. 豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育 2. 多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化
<b>【目標4】安全安心で災害に強い住生活の実現</b>
1. 安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え 2. 災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保 3. 災害後の迅速かつ強靱な復興支援
<b>【目標5】持続可能でにぎわいのある住環境の形成</b>
1. 環境問題や地域問題の解決に向けた持続可能なまちづくり 2. 多様な住生活の実現に向けた賑わいのあるまちづくり
<b>【目標6】つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成</b>
1. 互助を育み、にぎわいを創出できるつながりづくり 2. 差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり
<b>【目標7】脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環</b>
1. 脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成 2. 住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕 3. 住宅循環システムの構築
<b>【目標8】地域の活性化につながる空き家の解消</b>
1. 空き家の抑制・管理の促進 2. 良質な空き家の利活用の推進 3. 住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却
<b>【目標9】活力ある住生活関連</b>
1. 北海道の技術や資源等の産業振興 2. 住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充 3. 人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入

## 2. 恵庭市の主な上位計画・関連計画

(1) 第5期恵庭市総合計画〈後期基本計画〉〔計画期間：令和3～7年度〕	
◆目的：本計画は、市民、議会及び市が、協働と役割分担のもと、長期的な視点と展望を持ち、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくことを目的としています。	
◆将来都市像 〔花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ〕	
◆まちづくりの視点 ・時代に沿った地域運営 ・暮らしの安全安心 ・次世代へつなぐ自然環境 ・人と人とのつながり ・情報発信・魅力PR	
◆基本目標 ・市民による市民のためのまち ・誰もが健康で安全安心に暮らせるまち ・希望と活力に満ちたまち ・人が育ちまち文化育むまち ・地域資源・都市基盤を活かすまち	
◆住宅関連施策	
誰もが健康で安全安心に暮らせるまち	○災害に強い地域防災力〔防災〕 ・住宅耐震改修の促進に向けた周知活動
希望と活力に満ちたまち	○来てみたいまち 住んでみたいまち〔移住・定住・観光・花のまちづくり・都市間交流〕 ・移住・定住の促進や多様な居住環境確保のため、空き家、民間住宅等の利活用、各種事業・関係機関との連携 ・多様なニーズに対応した居住環境の整備
人が育ちまち文化育むまち	○地域で育む子育て環境〔子育て支援〕 ・親子が安全で安心して過ごせる居場所づくりと、子育て支援サービスの充実
地域資源・都市基盤を活かすまち	○地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり〔土地利用・駅周辺整備・ユニバーサルデザイン〕 ・駅周辺のまちづくりについて、公共施設マネジメントやPPP等の導入による施設整備やソフト事業の検討、地域主体のまちづくりの担い手による活動支援などの実施 ○水と緑豊かな生活空間づくり〔公園緑地・河川・景観・墓園・基地対策事業〕 ・良好な景観形成に向けた、市民・事業者・市の連携 ○住み続けたいまちづくり 住まいづくり〔公営住宅・住居表示・案内標識〕 ・恵庭市住生活基本計画の推進と見直し ・木造住宅の耐震性能向上（地震に強い住宅づくり）、環境にやさしい住宅の普及、住宅の流通促進、多様な世帯に対応した新規の住宅流通支援（高齢者・子育て・リフォームなど）などに向けた、民間住宅施策の推進 ・恵庭市公営住宅等長寿命化計画の推進と見直しによる、公営住宅の適切な維持管理 ・「わかりやすいまちづくり」に向けた住居表示の推進・公共施設誘導標識の整備
※各目標の「持続的なまちづくりの取組み」から住生活関連事項のみ抜粋	

(2) 恵庭市人口ビジョン 2019 [計画期間：令和2～47年度]

◆目的：恵庭市における人口の現状分析を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

◆目指すべき将来の方向性

- 人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり
- 安全安心に住み続けたいくなるまちづくり
- 恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり
- 希望を持って子育てしたくなるまちづくり

◆人口の将来展望

- ・2030年（令和12年）：68,851人
- ・2040年（令和22年）：66,000人
- ・2050年（令和32年）：62,129人
- ・2065年（令和47年）：55,290人

(3) 第2期恵庭市総合戦略 [計画期間：令和3～7年度]

◆目的：本計画は、恵庭市が次世代に向けて更なる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちをつくり、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても高い持続的な施策をまとめたものです。

◆基本目標（目指すべき将来の方向性）と具体的施策

人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり

- 多世代交流の推進
  - ・新ガーデンデザインプロジェクトの推進
  - ・多世代交流推進事業
- 駅周辺の賑わいづくり
  - ・エリアマネジメントの推進
  - ・駅周辺再整備事業
  - ・土地利用促進による都市機能集約
  - ・公共交通ネットワーク形成事業
- 公共施設マネジメント
  - ・公共施設等再編
  - ・公有地有効活用
- PPP・PFIの推進
  - ・PPP・PFI推進事業

安全安心に住み続けたいくなるまちづくり

- 住宅政策の推進
  - ・既存住宅有効活用・流動化事業
  - ・耐震化リフォーム推進事業の充実
  - ・住み替え促進事業
  - ・3世代住宅の推進
  - ・民間未利用地宅地開発等の促進
- 防災環境の充実
  - ・地域強靱化の推進
  - ・防災体制の構築

恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり

- 移住定住促進
  - ・外国人も暮らしやすく、住みやすいまちづくり
  - ・住み替え促進事業
  - ・女性、高齢者、障がい者等が共生するまちづくり
  - ・移住者促進事業
  - ・土地利用促進による宅地供給促進
  - ・シティセールスの推進

※「具体的な施策・事業」から住生活関連事項のみ抜粋

(4) 恵庭市都市計画マスタープラン（計画期間：令和3～22年度）

◆目的：本計画は、都市の将来像を明らかにすると共に、市全体及び地域別での土地利用や都市計画の方針を示し、恵庭市における都市づくりの総合的な指針を定めることを目的とするものです。

◆まちづくりの基本方針

○方針1：安全とにぎわいのあるまちづくり

- ・恵庭型コンパクトシティの推進
- ・総合的な交通体系の確立と情報インフラの充実

○方針2：豊かで活力のあるまちづくり

- ・ライフステージにあわせた豊かな暮らしを実現する市街地（住宅地）の推進
- ・産業振興への環境づくりの推進

○方針3：潤いとやすらぎのあるまちづくり

- ・「はなふる」を核としたガーデンツーリズムの推進
- ・豊かな農業環境の保全と活用

◆土地利用方針（住宅関連事項のみ抜粋）

○一般住宅地

- ・周辺住宅地のための生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設などが適切に配置された、良好な住環境の形成を図ります。
- ・都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んでいない地区は、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図ります。
- ・柏陽・恵央地区においては公営住宅の集約化や公共機能の複合化を進めるため、必要に応じて適切な用途転換や地区計画の活用を図ります。

○専用住宅地

- ・計画的に開発整備された恵み野地区、美咲野地区、黄金地区に配置し、地区計画等の策定により良好な住環境の維持・保全を図ります。

◆テーマ別プロジェクト（住生活関連事項のみ抜粋）

ガーデンシティの確立を目指し、分野を横断し一体的に取り組むプロジェクト

テーマ別プロジェクト	個別プロジェクト	想定される主な施策・事業
ガーデンシティライフを実現する職住環境創出プロジェクト	①ライフステージに合わせた住宅地の整備 ②移住定住につながる働く環境の整備	・職住近接の住宅団地整備 ・低利用地・集合住宅跡地の利用促進 ・柏陽地区土地利用再編 ・西島松地区の宅地開発 ・田園環境や交通アクセスの良さを活用した土地利用の検討 ・住宅政策・土地政策の推進

(5) 恵庭市耐震改修促進計画（計画期間：令和4～7年度）

◆目的：恵庭市内の住宅及び建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づき耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を守ることを目的として策定します。

◆建築物の耐震化の状況と目標

耐震化の現状(令和2年)				耐震化	耐震化の目標(令和7年)			
建物用途	総数	耐震性を有すると推計される数	耐震化率		建物用途	総数	耐震性を有すると推計される数	耐震改修の目標数
住宅	21,665戸	19,828戸	91.5%	95%	住宅	22,545戸	21,019戸	399戸
多数利用建築物	202棟	196棟	97.0%		多数利用建築物	202棟	196棟	6棟
耐震診断義務付け対象建築物	9棟	8棟	89.9%	おおむね解消	耐震診断義務付け対象建築物	9棟	8棟	1棟

◆建築物の耐震化を促進するための施策

基本的方向	施策内容	主な取組み
耐震化を促進するための環境整備	(1)耐震診断及び耐震改修等の相談体制の整備	・安心して相談できる環境の整備 ・耐震化の普及に向けた技術者講習会の周知
	(2)耐震化促進のための所有者への支援	・耐震診断・改修費用の補助 ・税制上の優遇制度の情報提供 ・木造戸建住宅の簡易耐震診断の実施 ・住宅の建替・除却の促進
	(3)地震時の総合的な安全対策	・地震時の生命安全確保に関する取組み ・建物の設備面における地震対策の推進
耐震化を促進するための啓発及び知識の普及	(1)地震ハザードマップの作成及び公表	・防災ガイドブックの普及や関連情報の発信
	(2)普及啓発パンフレット等の作成及び配布	・各関係団体のパンフレットの配布や情報の発信
	(3)一般向けセミナー等の開催	・北海道や建築関係団体等との連携による一般向けセミナーの開催およびリフォームフェア等への参加
	(4)リフォームにあわせた耐震改修の普及啓発	・住宅リフォーム等にあわせた耐震改修の誘導
	(5)町内会等との連携による普及啓発	・出前講座の開催、普及啓発パンフレット等の配布等による情報提供



(6) 恵庭市公共施設等総合管理計画（計画期間：平成 28～令和 27 年度）

◆目的：公共施設等の全体像を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合などを計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設の適正配置を実現する。

◆基本方針

- ・公共施設送料の削減・抑制
- ・機能維持を主眼とした統廃合の推進
- ・公共施設管理等の総合管理の一元化

◆公共施設等（建物）の考え方

- ・用途の廃止による削減
- ・市民生活に影響の少ない公共施設から削減、統廃合に着手
- ・老朽化した公共施設の削減、抑制、統廃合
- ・施設機能複合化や施設転用による施設総量の抑制
- ・長寿命化計画などとの整合
- ・統廃合の区域

◆統廃合後の遊休地、未利用地の活用

○統廃合後の遊休地、未利用地の活用

公用又は公共用として他事業への活用を図ることができない集約化や統廃合によって生じた遊休地や未利用地については、できるだけ売却を行うことで民間活力を導入します。

また、施設の撤去後や用途廃止を行った後の未利用地については、売却を行うことで、市内経済の活性化や財源の確保に努めるように取り組みます。

○PPP/PFI 手法の導入

公共施設の集約化や統廃合、更新にあたっては、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することで、市民サービスの充実や財政負担の軽減につながるため、行政改革推進本部と連携しながら、PPP/PFI 手法の導入について検討します。

○ユニバーサルデザイン化の推進

今後も維持していく公共施設の修繕・更新時には、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

○広域連携の推進

公共施設の最適な配置を図るためには、人口規模に応じた枠組みで考えていく必要があります。そのためには、さっぽろ連携中枢都市圏をはじめ、千歳市・恵庭市連携施策推進計画、隣接する市町村との連携を図り、公共施設の集約化や統廃合を進めます。

また、市有地だけでなく、国有地や道有地との連携を図ることで、より効果的な公共施設の配置を実現します。

○耐震化の推進および安全性の確保

公共施設は、災害時において避難所など防災拠点施設として重要な機能を果たすことから、順次、耐震診断を実施し、耐震補強が必要な施設については耐震改修を行い、耐震化を進めています。また、点検や診断等により、安全性・機能上の問題が認められた場合には、速やかに修繕等を実施し、施設の安全性の確保に努めます。なお、老朽化により今後の利用を見込めない場合には、速やかに用途廃止し、順次、解体等を行うものとします。

(7) 第2次恵庭市空家等対策計画（計画期間：令和4～13年度）

◆目的：社会情勢や環境の変化に伴い、空家等の増加が予測され、より複雑化、深刻化が懸念される課題に対応するために、本市のまちづくりに関連する諸計画と連携しながら、総合的かつ計画的に空家等に関する施策を推進し、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を提供することを目的として策定します。

◆基本の方針に基づく具体的な施策

空家等対策の基本の方針	具体的な施策
1. 空家等の現状把握と発生抑制	・実態調査と空家等データベースの更新 ・管理不全空家等の発生抑制 ・新たな空家等の発生抑制
2. 空家等の適正管理の促進	・空家等の適正管理と意向調査 ・所有者等不明の空家等への対応
3. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置	・条例に基づく措置 ・法に基づく措置
4. 空家等の利活用の促進	・空家等の利活用の相談体制の構築 ・空家等の不動産流通の促進 ・空家等の耐震化等の支援
5. 多様な主体との連携	・地域団体等との連携 ・協定締結団体との連携

(8) 恵庭市緑の基本計画（計画期間：平成 28～令和 27 年度）

◆目的：環境保全、レクリエーション、防災、景観といった多様な機能をもつ都市の緑の保全と創出を図りながら、やすらぎとおいしいのある快適な生活環境を有するまち恵庭をめざし、まちづくりの主体である市民、事業者、森林等土地所有者、行政の共通の「緑のまちづくり」の指針となるものです。

◆緑の将来像：えにわまるごとガーデニング

◆基本方針

- ・ 緑をまもろう
- ・ 緑をふやそう（量から質へ）
- ・ 緑をそだてよう

◆4系統の緑地の配置計画（住生活関連事項のみ抜粋）

【環境保全系統】

○快適な生活環境を支える緑地

- ・ 快適な生活環境を維持するため、市街地内に残されている身近な緑を可能な限り保全します。
- ・ 市街地における都市公園や都市緑地は、適正な配置のもとに整備を推進します。
- ・ 道路空間は、街路樹などの植栽により、快適で彩り豊かな緑化を推進します。

○市街地特性に応じた緑地の配置

- ・ 恵庭・島松・恵み野の各市街地の土地利用や市街化の状況、既存緑地の配置・分布状況等に応じ、緑地の配置を検討します。
- ・ 河川空間、防風保安林、農地、街路樹などは、騒音防止や冬期の北西風を緩和するなど、環境負荷の軽減を図る緑地として位置づけ、配置します。
- ・ 住宅地では、住区基幹公園を適正に配置することにより、市街地環境の向上を図ります。
- ・ 商業地では、緑化スペースを確保し、フラワーポットやバスケットなどを用いて空間を有効に活用しながら緑化を図ります。

【景観構成系統】

○市街地の計画的緑化

- ・ 住宅地については、花壇や生け垣等により、緑豊かな住宅地景観形成の誘導を図ります。
- ・ 商業地については、歩行者の安全性と快適性を確保しながら、緑の景観形成に向け、緑地やオープンスペースの確保、樹木や花による修景緑化に努めます。

◆実現のための施策の方針（住生活関連事項のみ抜粋）

【緑をふやそう／民有地の緑化】

○住宅地の緑化推進

- ・ 住宅地は、緑あふれる親しみやすい街並みと快適な住環境を形成するため、ガーデニングの普及などを図ります。
- ・ また、現在も良好な住環境を保っている地区や、今後住宅地として開発が見込まれる地区では、地区計画制度や建築協定制制度等の締結を検討し、緑に囲まれたおいしいのある住環境の形成を図ります。
- ・ 土地の高度利用が行われる中高層住宅では、市街地景観形成の観点から、緑地空間の確保について協議するなど、緑化推進を図ります。

(9) 第8期 恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画

(計画期間：令和3～7年度)

◆目的：住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を一層進めていくとともに、地域の医療・介護資源を有効に活用していき、在宅医療・介護の連携、認知症施策、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた施策の充実など、取り組むべき方策を明らかにするため、本計画を策定します。

◆基本理念

恵庭市に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態となっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

◆基本目標

- ・地域における介護体制の充実
- ・適切な介護保険事業の運営
- ・社会参加・生きがいづくり活動の推進
- ・恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・認知症施策の推進

◆重点施策（住生活関連事項のみ抜粋）

地域における介護体制の充実

【介護サービスの基盤整備】

- 介護保険サービスの充実
  - ・居宅サービスの充実
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携
  - ・住まいと生活支援の一体的実施

【介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進】

- 包括的支援事業・任意事業の推進
- ・生活支援体制整備事業の充実

適切な介護保険事業の運営

【効果的・効率的な介護給付の推進】

- 介護給付適正化に向けた取り組み
- ・住宅改修等の点検

恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

【地域ケア体制の促進】

- 包括的な相談支援体制の構築
- ・包括的な相談支援体制の構築

【地域生活を支える環境整備の推進】

- 安全・安心なまちづくりの推進
- ・高齢者向け住宅の推進
- ・福祉のまちづくりの推進
- 生活支援サービスの充実
- ・除雪サービス事業の推進
- ・緊急通報サービス事業の推進

(10) 第2期えにわっこ☆すこやかプラン（計画期間：令和2～6年度）

◆目的：地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援に努めるとともに、幼児教育の無償化や働き方改革などの社会環境の変化への対応や、子どもを取り巻く貧困や虐待などへの対処など、すべての子どもと家庭が安心して、子育てができる環境づくりを推進するため、本計画を策定します。

◆基本理念：「かかわり」・「つながり」・「ひろがり」を大切にする  
子育てのまち えにわ

◆基本目標

- ・親子の健康の確保及び増進
- ・子育て支援の充実
- ・配慮を必要とする子ども・家庭への支援
- ・仕事と家庭との両立の推進
- ・豊かな心を育む教育環境の整備
- ・子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備

◆基本目標

基本目標	施策目標	取組みの方向
子育て支援の充実	子どもの居場所づくりの充実	○子どもの居場所の整備 ・「子どもの集う場所」での取組みの充実を図るとともに、多様なニーズへの対応や支援員等の確保などの課題に対応するため、民間活力の導入などを検討していきます。 また、若草地区における「子どもの集う場所」の整備については、市営住宅建替計画に合わせて検討していきます。
子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備	子どものための生活空間の整備	○子育てバリアフリーの推進 ・恵庭・恵み野・島松駅周辺の重点整備地区の特定事業の実施に向け、各事業者相互の連携を図る協議会を開催し、バリアフリー化を推進します。 ○街区公園などの整備 ・地域住民のニーズに対応した整備について検討を行います。

(11) 恵庭市マンション管理適正化推進計画（計画期間：令和5～14年度）

1 マンションの管理の適正化に関する目標

恵庭市のマンション<sup>\*1</sup>は、令和5(2022)年3月末時点で9棟439戸、うち、築40年以上は1棟30戸となっています。一方、10年後には棟数で5倍の5棟、戸数で約10倍の295戸が築40年以上の高経年マンションとなることが見込まれていることから、管理不全マンションの予防に重点をおいたマンションの管理適正化に関する取組を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

マンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、国のマンション管理適正化指針における「三 マンション管理適正化指針<sup>\*2</sup>」に即し、マンションの管理の適正化を図るため、必要な指導や助言等を行います。

なお、計画期間に行う実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（恵庭市マンション管理適正化指針）に関する事項

恵庭市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や、適正な管理のために活用できる支援等について、関係団体等と連携しながら、恵庭市の窓口・広報紙やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

## 資料-2 恵庭市住生活基本計画検討懇談会 開催要領

### (趣旨)

第1条 恵庭市住生活基本計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）は、この要領に定めるところによる。

### (所掌事務)

第2条 懇談会の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 「恵庭市住生活基本計画」の策定に関すること。
- (2) その他恵庭市の住宅施策に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇談会の構成員は、10名程度とする。

- 2 構成員は、学識経験者、関係機関又は団体からなる有識者から市長が指名する。
- 3 特別の事項を検討するため必要があるときは、懇談会に臨時構成員を置くことができる。

### (構成員)

第4条 構成員の任期は、本要綱の適用された日から、所掌する事務が完了するまでの間とする。

### (会議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長のあらかじめ指定する構成員がその職務を行う。
- 5 懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 本要綱に関する庶務は、企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課で処理する。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要領は、令和4年7月7日から実施する。

資料-3 策定体制

(1) 恵庭市住生活基本計画検討懇談会

氏名	所属等	備考
伊藤 新一郎	北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科 教授	副座長
上森 ゆう子	(公社)北海道宅地建築物取引業協会 札幌東支部	
岡本 浩一	北海学園大学 工学部 建築学科 教授	座長
川尻 雅裕	(公社)北海道不動産鑑定士協会	
菊澤 里志	恵庭市商工会議所 建設部会	
鈴木 利治	北海道建築士会 恵庭支部	
竹内 章	恵庭市町内会連合会	
田中 悟史	恵庭市金融協会	令和4年11月まで
長政 亨	社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会	
二瓶 文彰	恵庭市金融協会	令和4年12月から
古屋 剛	一般財団法人 北海道建築指導センター	

(50音順 敬称略 令和5年1月現在)

(2) 庁内検討委員会

役職	所属等	備考
委員長	副市長	
副委員長	教育長	
委員	総務部長	
	企画振興部長	
	保健福祉部長	
	子ども未来部長	
	経済部長	
	経済部理事 (全国都市緑化北海道フェア推進室長)	
	建設部長	
	水道部長	
	教育部長	
	議会事務局長	
	消防長	



(3) 実施担当者会議

所 属 等		備 考
総務部	基地・防災課長	
	財政課長	
	管財・契約課長	
企画振興部	企画課長	
生活環境部	生活環境課長	
	ゼロカーボン主幹	
保健福祉部	福祉課長	
	障がい福祉課長	
	介護福祉課長	
子ども未来部	子ども家庭課長	
経済部	花と緑・観光課長	
建設部	管理課主幹	
	土木課長	
	市営住宅課長	
	都市整備課長	

資料-4 策定経緯

年月日	内容
令和4年 7月	第1回 実施担当者会議 (全体)
令和4年 7月	第2回 実施担当者会議 (建設部会)
令和4年 8月	第1回 恵庭市住生活基本計画検討懇談会
令和4年10月	第3回 実施担当者会議 (保健福祉部会)
令和4年10月	第4回 実施担当者会議 (建設部会)
令和4年11月	第1回 庁内検討委員会
令和4年11月	第5回 実施担当者会議 (生活環境部会)
令和4年11月	第6回 実施担当者会議 (建設部会)
令和4年12月	第2回 恵庭市住生活基本計画検討懇談会
令和4年12月	第7回 実施担当者会議 (保健福祉部会)
令和4年12月	第8回 実施担当者会議 (全体)
令和5年 1月	第3回 恵庭市住生活基本計画検討懇談会
令和5年 3月~4月	パブリックコメント
令和5年 5月	計画決定
令和6年 4月	一部改訂